

# 紙箱・紙袋・包装紙などの紙類は

## 集団回収に出しましょう

～資源として生まれ変わります～



生活ごみの中には、資源としてリサイクルできる紙類がたくさん混ざっています。紙箱、紙袋、包装紙などの紙類はきちんと分別することで、「ごみ」ではなく、大切な「資源」に生まれ変わります。「資源物」として、自治会や子ども会などで実施している集団回収に出しましょう！

「新聞」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」以外にも

### 「リサイクルできる紙類(その他の古紙)」があります！

《主な例》

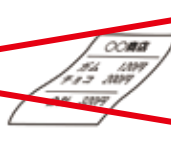
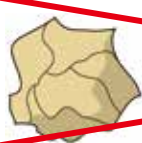


- お菓子やティッシュの紙箱(ビニール部分は取り除いて、箱を開く)
- 紙袋(持ち手が紙以外のものは取り除く)
- チラシ
- コピー用紙・メモ用紙
- 封筒(窓あき封筒は窓枠フィルムを取り除く)
- カレンダー(金具は取り除く)
- 包装紙
- はがき(圧着はがきは除く)
- 学校などのプリント類
- トイレトペーパーの芯


### ■ リサイクルできない紙類(禁忌品)

以下のようなものは、古紙のリサイクルの妨げになりますので、「生活ごみ」に出してください。

《主な例》

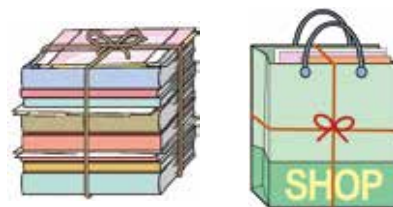


- ×臭いのついた紙(石けんの包み紙、洗剤や線香の紙箱など)
- ×汚れた紙(油のついた紙、使用済みのティッシュペーパーなど)
- ×防水加工された紙(紙コップ、紙皿など)
- ×合成紙(プラスチック製品で、正確には紙でないもの)
- ×カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の伝票など)
- ×感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)
- ×使い捨ておむつなど(紙おむつ、生理用品、ペット用トイレシート)
- ×油紙
- ×写真
- ×金、銀などの金属が箔押しされた紙
- ×昇華転写紙(アイロンプリント紙、靴やカバンの詰め物など)
- ×感熱性発泡紙(立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- ×複合素材の紙(プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの)

※紙製容器包装のリサイクルマーク  がついていても、上記のものはリサイクルできません。

## ■ リサイクルできる紙類(その他の古紙)の出し方

- 大きさをそろえて、雑誌と一緒にひもで十文字にしばって出す。
- 紙袋(持ち手が紙以外のものは取り除く)に入れて、ひもで十文字にしばって出す。



- ・紙箱などは、開いてひもで十文字にしばってください。
- ・紙以外の部分(紙製ファイルの金具や窓あき封筒の窓枠フィルムなど)は、取り除いてください。
- ・紙に貼られたシールや粘着テープは取り除いてください。
- ・できるだけ紙ひもを使ってください。紙ひもを使えば、そのまま全てリサイクルされます。

## ■ いつ出すの？

分別した「その他の古紙」は、地域の集団回収に出してください。

### 《集団回収の対象品目》

「その他の古紙」も、集団回収報償金の交付対象です。

1. 新聞 2. 雑誌・**その他の古紙** 3. ダンボール 4. 紙パック 5. 古着・古布

※回収できる品目や出し方は回収業者によって異なりますので、詳細については回収業者に確認してください。



## ■ 古紙のゆくえ

集団回収に出された「その他の古紙」はダンボールや紙箱などに再生されます。



ご協力  
お願いします♪



堺市環境マスコット  
キャラクター「ムーやん」

集団回収の団体登録及び報償金交付申請についてのお問合せはお住まいの各区役所へ

堺区役所 自治推進課	TEL 072-228-7082	中区役所 自治推進課	TEL 072-270-8154
東区役所 自治推進課	TEL 072-287-8122	西区役所 自治推進課	TEL 072-275-1902
南区役所 自治推進課	TEL 072-290-1803	北区役所 自治推進課	TEL 072-258-6779
美原区役所 自治推進課	TEL 072-363-9312		



堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課  
TEL 072-228-7479 FAX 072-228-7063

詳しくは下記のホームページをご覧ください。

[http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi\\_recy/recycle/hoshokin/index.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/recycle/hoshokin/index.html)

